

国際的な環境認証および指標の状況



一般社団法人 Water CSR JAPAN

内田 宏樹

環境関連認証の存在状況・動向

- BIG ROOM社(カナダ)の調査では、217ヶ国、25の産業分野において431のエコラベルを把握、調査を実施
- 同社のレポート(Global Ecolabel Monitor)では、エコラベルのタイプ、対象地域、認証情報の開示状況、課題点などを分析し開示
- 2010年レポートの調査結果より

<主な開示状況>

- 認証/不認証による区別での認証:71%
- 段階別に評価する認証:17%
- マーケットシェアや社会への影響を調査する認証:ほとんど無
- マーケットシェアについて意識する認証:25%
- 申請から認定までの平均期間:4.3ヶ月
- エコラベルの使用期間の平均:2年間

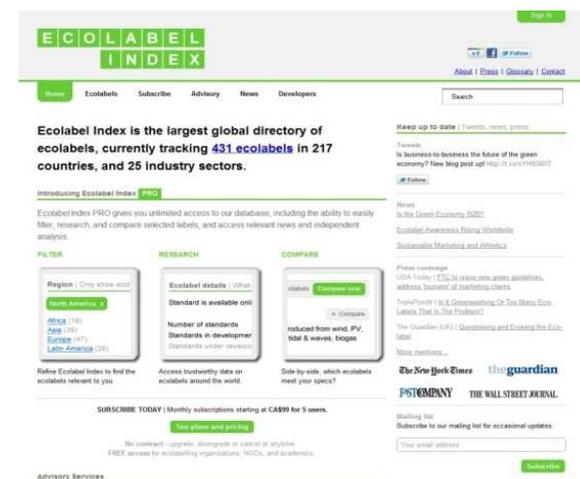
<課題点>

- 外部に対する透明性
- エコラベル間での相互理解
- 影響のモニタリング手法の共有

エコラベル発行数の推移



Source: ECOLABEL INDEX



<http://www.ecolabelindex.com/>

運営: BIG ROOM inc. (カナダ)

1. 環境認証の例



Using 95 – 100 % organic fibres:



Organic

certified by [certifier's ref.]
Licence no [1234]



1-1 Better Cotton Initiative (BCI)



設立

2005年

対象

綿花

機関

Better Cotton Initiative

概要

BCIは、綿花生産者と小売業者のためのグローバルな原則と基準の確立を目指す自主的なプログラムであり、「世界中の綿花生産の持続可能性向上に資する環境社会側面の影響の改善」を目的として、国際的な認証基準として設定されている。

参加者のカテゴリー: NGO。綿花事業関係者(生産者。小売事業者。サプライヤー。メーカー)。

自主的プログラムであるため、BCIへの参加者による自己検証を通じて適合性が確認される。

内容

・地域ごとの調査を行い、オーガニック認証とフェアトレードコットンであることを認定する

・生産の原則、農家の支援、農場のアセスメント、サプライチェーン管理、モニタリング・評価・学習のしくみ、ガイドラインを備えたThe Better Cotton Systemを用いる

・生産面でのチェック内容・基準:
WHO分類 I の農薬の不使用
水抽出の表流水への無影響
最低限の侵食に抑えられた製品生産方法
農場からの排水が水資源を汚染しないこと

URL

<http://www.bettercotton.org/>

出所: Ecolabel IndexサイトおよびBCIサイト
(<http://www.bettercotton.org/>)よりWCJ作成

1-2 BONSUCRO



設立

2005年

対象

さとうきび

機関

Better Sugar Cane Initiative (BSI)

概要

BSIは、今後のさとうきび産業の発展(社会的・環境的・経済的な持続可能性の改善)への寄与を目的とした非営利組織。さとうきび産業に関わる川上から川下の関係者から構成される。

評価指標を作成し、その認証を行うという仕組みを作っている(名称はBONSUCRO)。

設立の背景: バイオエタノール向けの需要増加の中、無理な開墾や過剰な施肥による環境への悪影響が生じた。また一部に存在する劣悪な労働環境や温暖化問題や生物多様性に関する社会的な関心も影響。

出所: Ecolabel Indexサイトおよび(独)農畜産業振興機構サイト(http://www.alic.go.jp/joho-s/joho07_000246.html)よりWCJ作成

内容

・BONSUCROにおけるさとうきび産業の発展に対する原則:

- (1) 法令遵守
- (2) 人間の権利と労働規範
- (3) 持続性を高めるための投入・生産・効率的処理の管理
- (4) 生物多様性や生態系への配慮
- (5) 持続的な改良

・評価指標の例:

労働者の最低年齢: 15歳以上

賃金: 法定最低賃金と同等以上

窒素およびリン肥料の施用: 120kg/ha/年

以下

砂糖1kgあたりの水消費量: 20kg以下

さとうきび1kgあたりの水消費量: 130kg以下

さとうきび1tあたりの輸送エネルギー: 50MJ

以下

・指標に対して農家や製糖企業が認証を受け、それを遵守して生産される砂糖が認証される。トレーサビリティは、認証糖を別に流通させるのではなく、認証生産量を最終段階で案分する仕組みを併用する(効率性確保の観点)。しかし最終的には認証糖を区分して流通させる方向性。

URL

<http://www.bettercotton.org/>

1-3 Bluesign



設立

2001年

対象

繊維

機関

Bluesign technologies AG

概要

the bluesign® standardは、環境・健康・安全 (EHS)の全ての面においてソリューションを提供すべく設計された業界標準。

このアプローチ方法の強みは、関係者が連帯して環境への負荷を削減し、健全で責任ある繊維業界を育てていくために、原材料供給メーカーから、繊維製造メーカー、小売企業、アパレルブランドまでを関連付ける点です。

出所: Ecolabel IndexサイトおよびBluesignサイト(<http://www.bluesign.com/>)よりWCJ作成

内容

- ・繊維メーカー、生産拠点、ケミカルサプライヤー、標準物質に関する基準を備える。
- ・例: 繊維メーカー向け基準を構成する分野
資源生産性
消費者の安全性
大気放出
排水
職場環境(安全衛生)
- ・加盟企業は、対象項目に同意した上、中間報告を提出しながらパフォーマンス改善に努める。Bluesign technologies では定期監査を実施する。

URL

<http://www.bluesign.com/>

1-4 FSC Chain of Custody Certification



設立

1994年

対象

森林

機関

Forest Stewardship Council

概要

FSC(Forest Stewardship Council、森林管理協議会)は、国際的な森林認証制度を実施する第三者機関であり、木材を生産する世界の森林と、その森林で伐採された木材の流通や加工のプロセスを認証する国際機関。Chain of Custody Certification(CoC認証)は生産・加工・流通に関する認証。一方、森林管理の認証はFM(Forest Management)認証。

認証は、森林の環境保全に配慮し、地域社会の利益にかない、経済的にも継続可能な形で生産された木材に与えられる。

FSCは認証審査を直接実施せず、FSCに認定された認証機関が審査を行う形態をとる。

ロゴマークの付いた製品の流通により、世界の森林保全へ向けて、森林管理者から、木材・木材製品の消費者に至るさまざまな関係者を一体化しようとする。

出所: Ecolabel IndexサイトおよびFSCジャパンサイト(<http://www.forsta.or.jp/fsc/>)等よりWCJ作成

内容

FSCの10原則

- 1.法律や国際的な取り決めや、FSCの原則を守っている
- 2.森を所有する権利や利用する権利が明確になっている
- 3.昔から森に暮らす人々(先住民)の伝統的な権利を尊重している
- 4.森の周辺で生活する人や森で働く人に十分な配慮をしている
- 5.豊かな収穫があり、様々な利用がなされ地域からも愛され利用される森である
- 6.多くの生物がすむ豊かな森である
- 7.調査した情報を基に計画を作り、きちんと実行している
- 8.適切に森を管理しているかどうかを定期的にチェックしている
- 9.保護するべき貴重な森を守り育てている
- 10.植林により人工的な森を作るときは十分な配慮をする

URL

<http://www.fsc.org/>

1-5 Global Organic Textile Standard (GOTS)

Using 95 – 100 % organic fibres:



Organic
certified by [certifier's ref.]
Licence no [1234]

設立

2006年

対象

繊維

機関

The International Working Group on
Global Organic Textile Standard

概要

オーガニック・テキスタイルの世界基準。オーガニック・テキスタイルについて、原料の収穫から最終製品までの製造加工工程に明確な要件(Criteria)を設定し、トレーサビリティの確保、ケミカルの使用について禁止と制限の規定、社会的規範などを含む。

認証は2005年から、使用を許可された認証機関によって開始され、2008年にはGOTSのロゴマークが導入された。

出所: Ecolabel IndexサイトおよびGOTSサイト
(<http://www.global-standard.org/>)、日本オーガニック・コットン協会サイト(<http://www.joca.gr.jp/>)より
WCJ作成

内容

- ・GOTSの認証は、基準に従って製品の製造加工・輸出入事業者が、GOTSの認証機関に申し出て、年1回の現場検査を受け、残留物試験を通ると付与される。
- ・認証機関の認証範囲
機械的な繊維加工及び製造業務や自社製品の認証(範囲1)
湿式処理と仕上げ加工とその製品の認証(範囲2)
取引業務および関連製品の認証(範囲3)
- ・主な規定
分離と識別、汚染と混合の防止
使用するケミカル(化学物質と配合剤、例えば染料や助剤など)はGOTSの毒性と生分解性などの基本要件を満たすもの。
禁止物質は毒性のある重金属、ホルムアルデヒド、芳香族溶剤、遺伝子組換え生物とその酵素など。
合成糊と油剤には制限がある。
漂白は酸素系のみ、塩素系は禁止。
発がん性のあるアゾ染料は禁止。
芳香族有機溶剤を使う抜染、フタレートやPVCを使うプラスチックプリントは禁止。
etc.

URL

<http://www.global-standard.org/>

1-6 Rainforest Alliance Certified



設立

1992年

対象

森林・農園

機関

Rainforest Alliance

概要

レインフォレスト・アライアンス(RA)は、国際的な環境保護団体。世界各地の農業、林業、観光業の専門家と協力し、水、土壌、野生生物の生息地、森林の生態系を保護する方法を開発する。

農林業事業者による持続可能な方法の採用促進のため、第三者による認証プログラムを利用。国際的な環境保護団体が共同で設立したサステナブル・アグリカルチャー・ネットワーク(SAN)による基準(社会・環境・経済側面)に基づき、農園の監査を認証団体が実施して、認証を与える。

RAは一方で、林業事業者向けに森林管理協議会(FSC)の森林管理認証機関として活動を実施している。

出所: Ecolabel IndexサイトおよびRAサイト
(<http://www.rainforest-alliance.org/ja/>)、SANサイト
(<http://sanstandards.org/>)よりWCJ作成

内容

- ・SANの10原理
 1. 管理システム
 2. 生態系保全
 3. 野生生物保護
 4. 水質保全
 5. 労働条件
 6. 労働安全衛生
 7. 地域社会との関係
 8. 総合的な収穫管理
 9. 土壌保全
 10. 総合的な廃棄物管理

URL

<http://www.rainforest-alliance.org/>

1-7 RTRS Certified Soy



設立

2010年

対象

大豆

機関

Round Table on Responsible Soy Association

概要

「責任ある大豆に関する円卓会議(RTRS)」は、大豆の生産と生態系の保全の両立、および生産国の社会への寄与を目的としたルール作りに取り組む国際機関。2006年設立。大豆の持続可能な生産を推進するための原則を定め、その遵守を推進している。生産者を含めた関係者との協力と対話を通じて、経済的に実現可能で、社会的に有益で、環境的に適切な、責任ある大豆生産を目指している。

参加者は、大豆の生産者、NGO、小売業者、金融関係者等であり、政府組織や監査法人はオブザーバーとして参加している。マルチステークホルダーによる開かれたダイアログを行うのも特徴。

RTRS Certified Soyは、バリューチェーンのステークホルダーのコミット、責任ある生産に関する基準へのコミットを行った大豆や大豆製品に付与され、2011年6月、認証大豆が初めて出荷された。

出所: Ecolabel IndexサイトおよびRTRSサイト (<http://www.responsiblesoy.org/>) よりWCJ作成

内容

・生産者、流通業者、規模などによって原則が異なる。

例: 生産者用基準

1. 法令順守であり、いいビジネスプラクティスを持つ
2. 労働状況に責任がある
3. 地域との関係性が高い
4. 環境に責任を持つ
5. しっかりした農業プラクティスである

URL

<http://www.responsiblesoy.org/>

1-8 RSPO Certified Sustainable Palm Oil (CSPO)



設立

2007年

対象

パームオイル

機関

Roundtable on Sustainable Palm Oil (RSPO)

概要

RSPO(持続可能なパーム油のための円卓会議)は、アブラヤシの生産からパーム油類の販売・流通・消費に至るステークホルダーが集まり、持続可能なパーム油の生産・供給・活用を推進する目的で設立された国際的な非営利団体。

RSPOの会員は、アブラヤシ栽培者、パーム油加工業者、取引関係者、NGO、製造業者、小売業者、銀行・投資家といったマルチステークホルダーの構成。

RSPO認証は、持続可能な生産を行い、トレーサビリティが確保されたパームオイルに与えられる認証。生産者は、認定機関による生産プロセスの厳格な検証を経て認定される。CSPOは認証パーム油。

出所: Ecolabel IndexサイトおよびRSPOサイト (<http://www.rspo.org/>) 等よりWCJ作成

内容

- ・持続可能性の原則
- (1)透明性の確保
- (2)法規制の遵守
- (3)長期的な経済的・財政的実行可能性へのコミットメント
- (4)栽培者・加工者によるベスト・プラクティスの適切な利用
- (5)環境への責任と天然資源・生物多様性の保全
- (6)従業員・個人、栽培者や加工者により影響を受ける地域社会に対する配慮
- (7)責任ある新規栽培の開発
- (8)主要な活動地域における継続的改善へのコミットメント

URL

<http://www.rspo.org/>

1-9 Roundtable on Sustainable Biofuels (RSB)

Roundtable on Sustainable Biofuels

設立

2007年

対象

バイオ燃料

機関

ROUNDTABLE ON SUSTAINABLE BIOFUELS (RSB)

概要

持続可能なバイオ燃料に関する円卓会議(RSB)は、持続可能なバイオ燃料生産を保証するための社会・環境的要件の普及につとめる団体。スイス連邦工科大学ローザンヌ校の呼びかけで組織された。

原料生産者、バイオ燃料生産企業、輸送関連企業、NGO、政府機関等の組織がメンバー。

2009年、「持続可能なバイオ燃料生産のためのグローバルな原則および基準(ver.1)」を発表。規格の内容を実施し、基準を満足するバイオ燃料事業者に認証書を交付する。

出所: Ecolabel IndexサイトおよびRSBサイト (<http://rsb.epfl.ch/>) 等よりWCJ作成

内容

・RSB規格は、収穫条件、地理的条件、バイオ燃料生産、その他についての原則・基準からなる。

・バイオ燃料生産の原則・基準(ver.2)
適法性
計画策定、モニタリング、継続的改善
温室効果ガス排出
人権および労働者の権利
農村・社会の開発
地方での食料安全保障
生態系保全
水
大気
技術利用、投入、廃棄物管理
土地の権利

URL

<http://rsb.epfl.ch/>

2. 指標の例



International
Organization for
Standardization

2-1 カーボンフットプリント

ISO14067-2

製品のカーボンフットプリント:CFP

—コミュニケーション CD2の段階で議論が対立。DIS化が足踏み。
発行は2013年の予定

＜オスロ会議(第18回ISO/TC207総会 2011年6～7月実施)での検討結果＞

- ・事前投票で否決された CD2(第二次委員会原案)のコメントの処理と原案の開発を実施
- ・議論の争点:コミュニケーション部分の構造(公開及び非公開のケース)の改良
第三者確認(verification)
- ・DIS(国際規格案)化は否決

・今後の予定

2012年春	DIS審議
秋～冬	FDIS(最終国際規格案)の審議
2013年初頭	IS(国際規格)発行

出所: 環境管理規格審議委員会事務局資料(http://www.jsa.or.jp/stdz/iso/pdf/tc207report_11.pdf)等からWCJ作成

2. 指標の例

2-2 ウォーターフットプリント

ISO14046

ウォーターフットプリント:WF

NWIP承認、PWD3として呼び段階登録されていた文書が、作成段階のWD1として登録されることに

＜オスロ会議(第18回ISO/TC207総会 2011年6～7月実施)での検討結果＞

- ・SC5(ライフサイクルアセスメント:LCA) 総会にてNWIP(新業務項目提案)を承認
- ・PWD3 の名で登録されていた文書を作成段階のWD1(第一次作業文書)として登録

・今後の予定

2012年8月末 WD2発行(上記会議段階)

2014年 IS(国際規格)発行予定

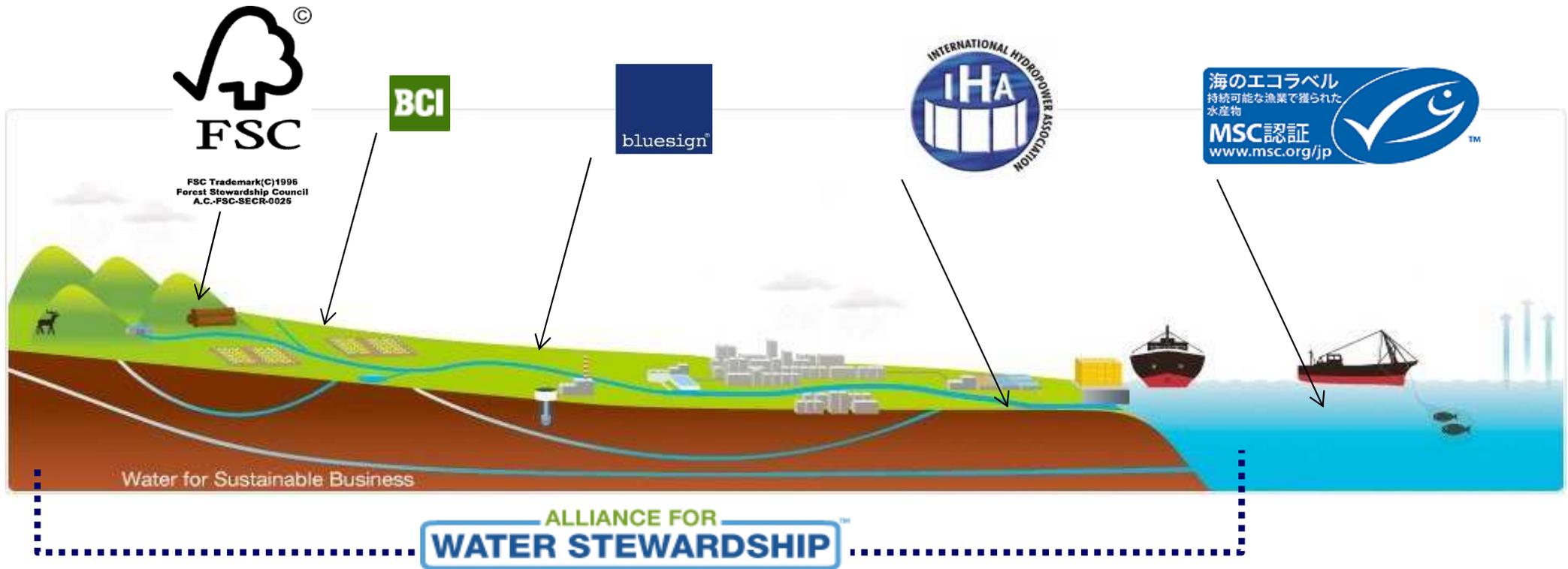
出所: 環境管理規格審議委員会事務局資料(http://www.jsa.or.jp/stdz/iso/pdf/tc207report_11.pdf)等よりWCJ作成

※提唱団体

Water Footprint Network等

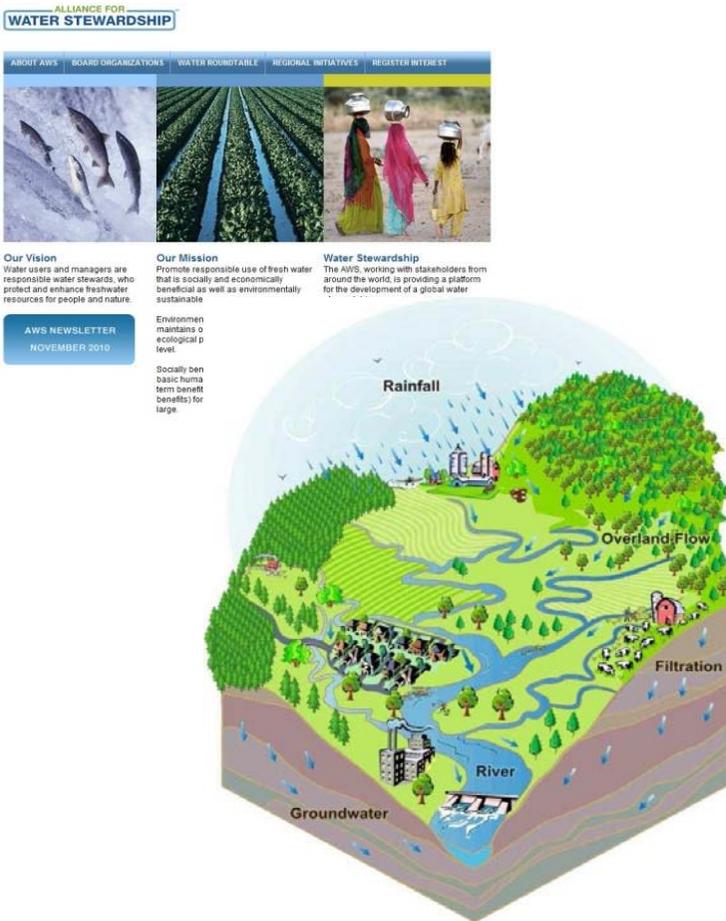
(<http://www.waterfootprint.org>)

水利用に関する標準策定の動き



個別の分野における認証やガイドラインはいろいろとあるが、**Alliance for Water Stewardship(AWS)**は、水利用が流域全体に与えるインパクトを把握し、水管理に一定の標準(基準)を確立していこうというもの。

Alliance for Water Stewardship



Alliance for Water Stewardship

NGOが主導。主に企業スポンサーにより運営。
現在、全体方針を話し合う「グローバルラウンド
テーブル」を設置。80社近くが参加。

Source: Alliance for Water Stewardship website
<http://www.allianceforwaterstewardship.org>

- AWSは水管理の在り方について、一定の国際標準を確立し、普及しようというもの。水管理や自然保護を中心とするNGOに加え、CDPが参加して推進(次頁)。
- 「流域」へのインパクトを評価し、適切に水を管理しているか、認証のようなものを志向。
- 生態系への影響も重要な要素。標準の導入で、**環境・経済・社会面**それぞれでのベネフィットが成立することを目標。
- 水供給側、水利用側の双方が対象だが、主に水の利用者としての企業がターゲットに(飲料・食品が重点分野)。
- WFネットワークとも連携。2年をめどに「国際標準」を作り、現在の組織は解散、後継組織に引き継ぐ予定。
- 現在、「国際標準開発委員会(ISDC)」がスタート。
※2011年7月、IWMI(コロンボ)が第1回会場。

主要ターゲット

- 飲料 ・食品 ・製造関係 ・化学など、基本的には水を多く利用し、環境負荷が発生する企業が主対象。
- 水供給サイドや、市民社会も視野に入っている。

標準の策定方法(方法論)



すでに研究されている水管理の標準をベースにする。
※欧州・豪が先行



既存の認証やガイドラインのうち、水管理や流域へのインパクトにかかわる部分を参考にする。

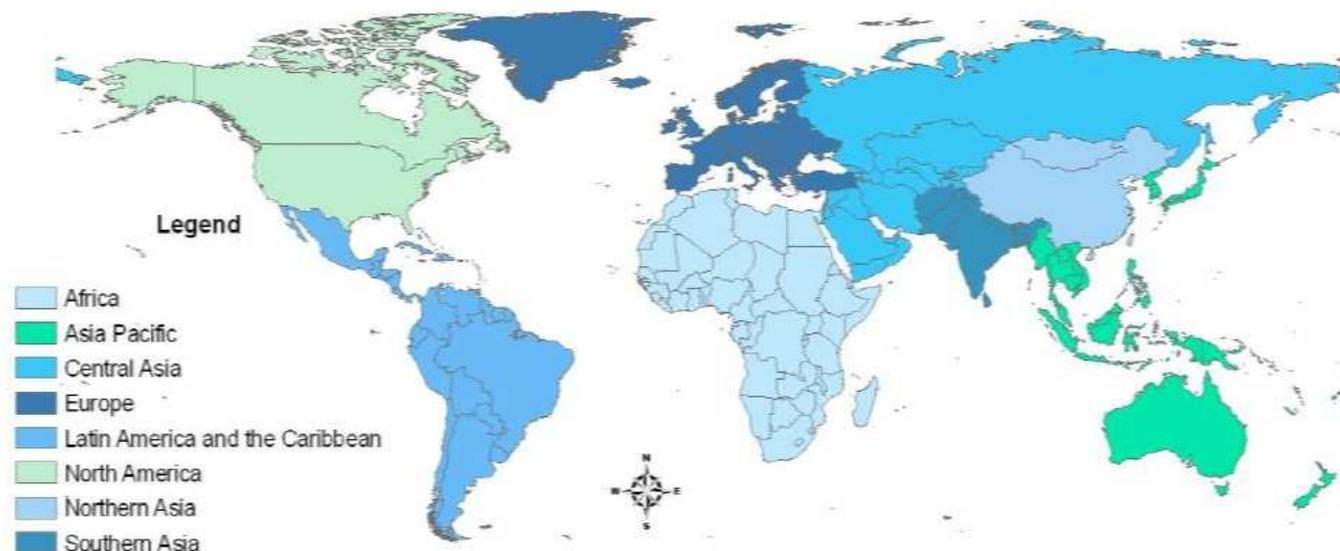


情報開示や規格に関するものを、国際標準策定の上で参照していく(適合性・整合性等)。

国際標準開発委員会

International Standard Development Committee

国際標準の策定は国際標準開発委員会で行われ、AWSが設定する右図の各地域から委員が選出され、議論を行う。



環境認証関連の動向まとめ

- **本当に環境配慮型のものなのか。その確信をめぐって市場は混乱している。認証基準も統一性がない。**

※認証発行機関には統一性がなく、NPOが設定するものは基準が厳しいといったレポートがある。
また、75%の認証は、マーケットシェアに対する認識がない。

- **「製品」を主眼とした認証に加え、企業の操業の影響が及ぶ地域(範囲)に対する責任を問う認証が登場している。**

※インパクトを与える相手を明確化、具体化する必要が登場している(何をもって環境配慮型とするかという基準を明確にする必要があるため)。AWSでは、ターゲットは「流域」。ISO26000においても企業の操業が及ぶ範囲での責任を求めている。

- **環境面だけでなく、地域や社会との関係性を重視したものが登場している。**

※例えば、AWSでは、環境面だけでなく、経済面・社会面でのベネフィットを両立させることを理念とし、議論中。

- **利用法により適用範囲が広範囲に及び、社会への影響力が拡大することとなる。**

※認証の有無を評価する等の認証間の「連携」、企業によるサプライチェーンマネジメントが、認証の社会的なプレゼンスを間接的に拡げる。